

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	電気設備保守点検	府中LPS-X-00143-3	
		承認	令和2年10月1日
		作成	令和2年10月1日
		改正	令和4年5月31日
			令和5年4月17日
			令和6年4月17日
作成部隊名	航空気象群基地業務隊		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊府中基地の電気設備保守点検（以下「役務」という。）について規定する。

1.2 履行場所

履行場所については、調達要領指定書による。

1.3 関係法令等

本仕様書に定める法令等は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 電気事業法第42条

b) 自家用電気工作物保安規程（府基第299号例規）第18条

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

役務内容については、調達要領指定書による。

2.2 役務仕様

役務仕様については、調達要領指定書による。

3 一般共通事項

3.1 一般事項

本役務は、本仕様書及び図面に記載された事項ほか、次項に従い、遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」

b) 防衛施設共通仕様書

c) その他関係法令及び条例

3.2 基地内態様

a) 基地への入出門時間は、平日8時15分から17時00分とし、これを超える時間のほか、休養日及び休日における入出門は、監督官と協議するものとする。

件 名	電気設備保守点検
-----	----------

- b) 統制事項及び書類の手続きは、監督官の指示によるものとする。
- c) 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- d) 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

3.3 現場管理

3.3.1 安全管理

- a) 請負者は現場代理人を指定し、原則常駐させるものとし、関係法令に従って現場管理を行い災害及び事故防止に努めるものとする。
- b) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行うものとする。

3.3.2 災害時等の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官へ報告する。

3.4 立入制限

役務に関係のない場所への立入り及び撮影は厳禁とする。その他、立入りに関する手続きは監督官の指示によるものとする

3.5 養生、清掃及び後片付け

請負者は、履行現場には適切な方法で養生するものとし、役務の完了に際しては、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

3.6 軽微な変更

請負者は、役務に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び履行期限については、変更しない。

3.7 疑義

請負者は、仕様書等の内容に不明な点がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は請負者の責任において行うものとする。

3.8 工程表

- a) 請負者は、履行に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。
- b) 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更し、速やかに提出しなければならない。

3.9 写真管理及び写真撮影要領

写真管理及び役務写真撮影要領は「営繕工事写真撮影要領」によるものとし、a) から f) の事項に注意する。

- a) 役務写真は、原則デジタルカメラ写真（カラー）とし、写真帳に種目又は分類ごとに

件名	電気設備保守点検
----	----------

整理のうえ提出するものとする。

- b) 材料検査は、監督官立会いのもと黒板（白板）に品名、規格数量等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳及び材料搬入報告書と整合させる。）。
- c) 履行中の写真は、黒板（白板）に役務内容、撮影部位及び日付け等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳と整合させる。）。
- d) 履行前、履行中及び履行後を、それぞれ定位、定点及び同一方向から撮影する。
- e) 履行後に隠ぺいとなる部分は、監督官立会いのもと撮影する。
- f) 役務写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年3月1日 国営整第211号）に基づく小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

3.10 補償

履行にあたっては、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置を講じるものとする。万一、損害を与えた場合は、請負者の責任により速やかに履行期限内に復旧させるものとする。

3.11 設計図書等の管理

- a) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。
- b) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、役務完了後すべて監督官へ返納するものとする。

3.12 完了検査

- a) 請負者は、役務完了の際は、役務完了検査願を監督官に提出するものとする。
- b) 請負者は、原則として監督官及び現場代理人立会いのもと、完了した役務目的物について、契約書、仕様書等及びその他関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。
- c) 請負者は、完了検査に際し、手直しが生じた場合、速やかに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

3.13 提出書類

請負者は、下表のとおり書類を作成し、遅滞なく監督官へ提出するものとする。

書類名称	提出期限等	部数	備考
現場代理人等通知書	契約後速やかに	1	定型様式
工程表	〃	〃	任意様式
完了通知書及び検査願	作成後速やかに	〃	定型様式
写真帳	〃	〃	任意様式
検査結果報告書	必要な場合	〃	〃
打合せ簿	〃	〃	定型様式

※その他、必要な書類等は調達要領指定書による。

調達要領指定書	調達要求番号	6-X-42
	調達要求年月日	令和6年4月17日
	作成部課	航空気象群基地業務隊
	作成年月日	令和6年4月1日
品名	電気設備保守点検	
仕様書番号	府中LPS-X-00143-3	

指定事項

1.2 履行場所

別図第1及び第2のとおりとする。

2.1 役務内容

本仕様書は、自家用電気工作物の保守点検を実施する。

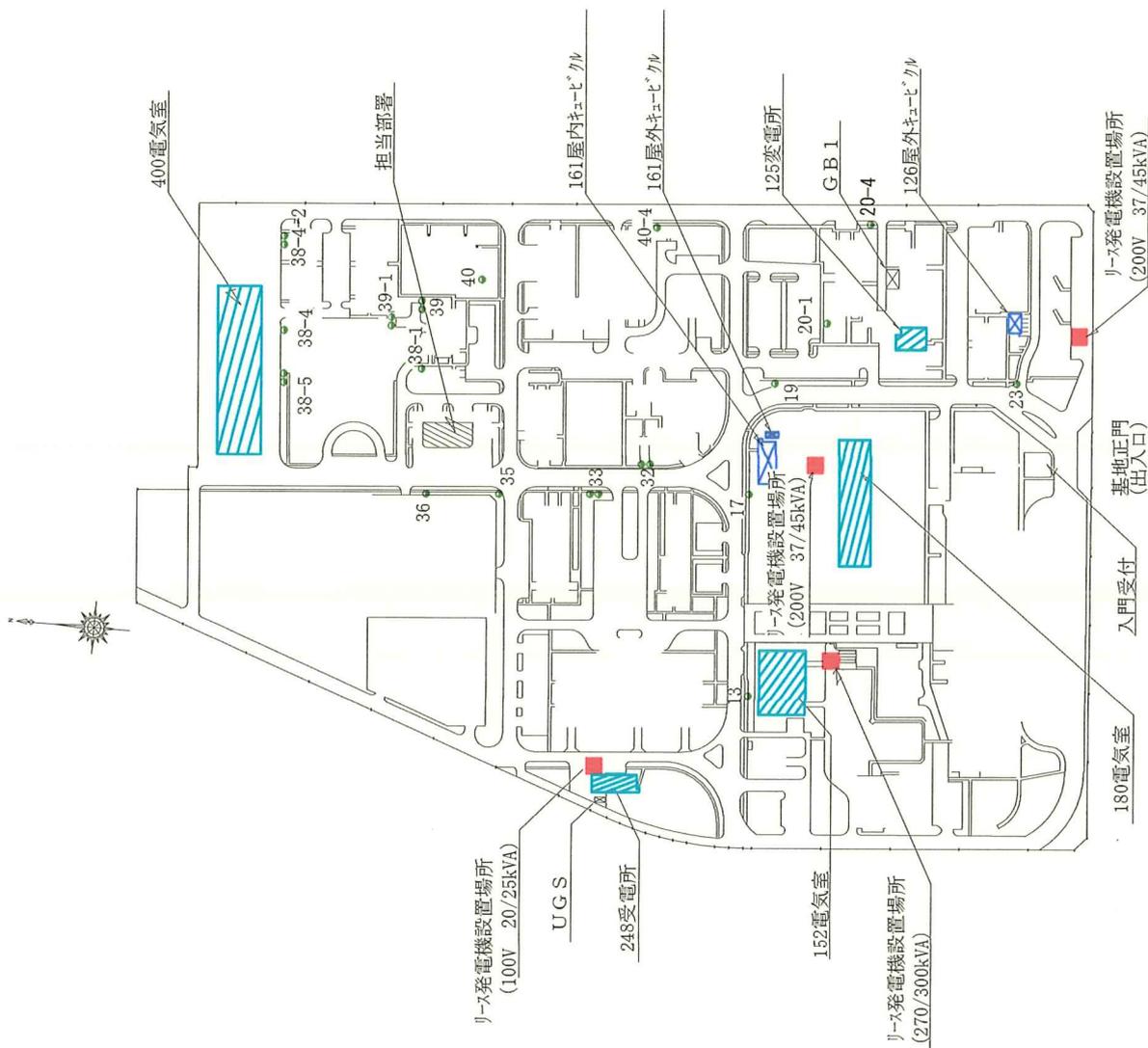
2.2 役務仕様

- a) 点検区分及び機器別数量については、別表のとおりとする。なお点検区分Aは基地内全域（200庁舎を除く。）の自家用電気工作物、点検区分Bは200庁舎の自家用電気工作物の点検とする。
- b) 役務の実施日については、休日役務とする。また、役務時間及び細部については監督官と協議のうえ決定する。
- c) 作業にあたっては、当該点検に係る設備の概要、状態を十分把握するとともに、監督官と十分に協議して危害発生防止等、保安の確保に努める。
- d) 請負者は実施日時、連絡体制、役務内容、役務手順、役務範囲等を定めた計画書を点検区分毎に作成し、履行の着手前までに監督官の確認を受ける。
- e) 履行の際は、履行区域と立入禁止地区をロープ、表示旗、表示棒等で区画し、履行範囲を明示する。
- f) 履行中に、計画外の部品の交換が発生した場合は、官側と協議する。
- g) 点検用具、試験機器等の器具類は、設備機器に付属されている物を除き、請負者の負担とする。また、計測器類は校正された物を使用する。
- h) 停電できない履行場所については、請負者が仮設発電機を設置し供給する。

3.13 提出書類

書類名称	提出期限等	部数	備考
資格証明書の写し	契約後速やかに	1	任意様式
作業計画書	〃	〃	〃
計測器校正証明書（写し）	〃	〃	〃

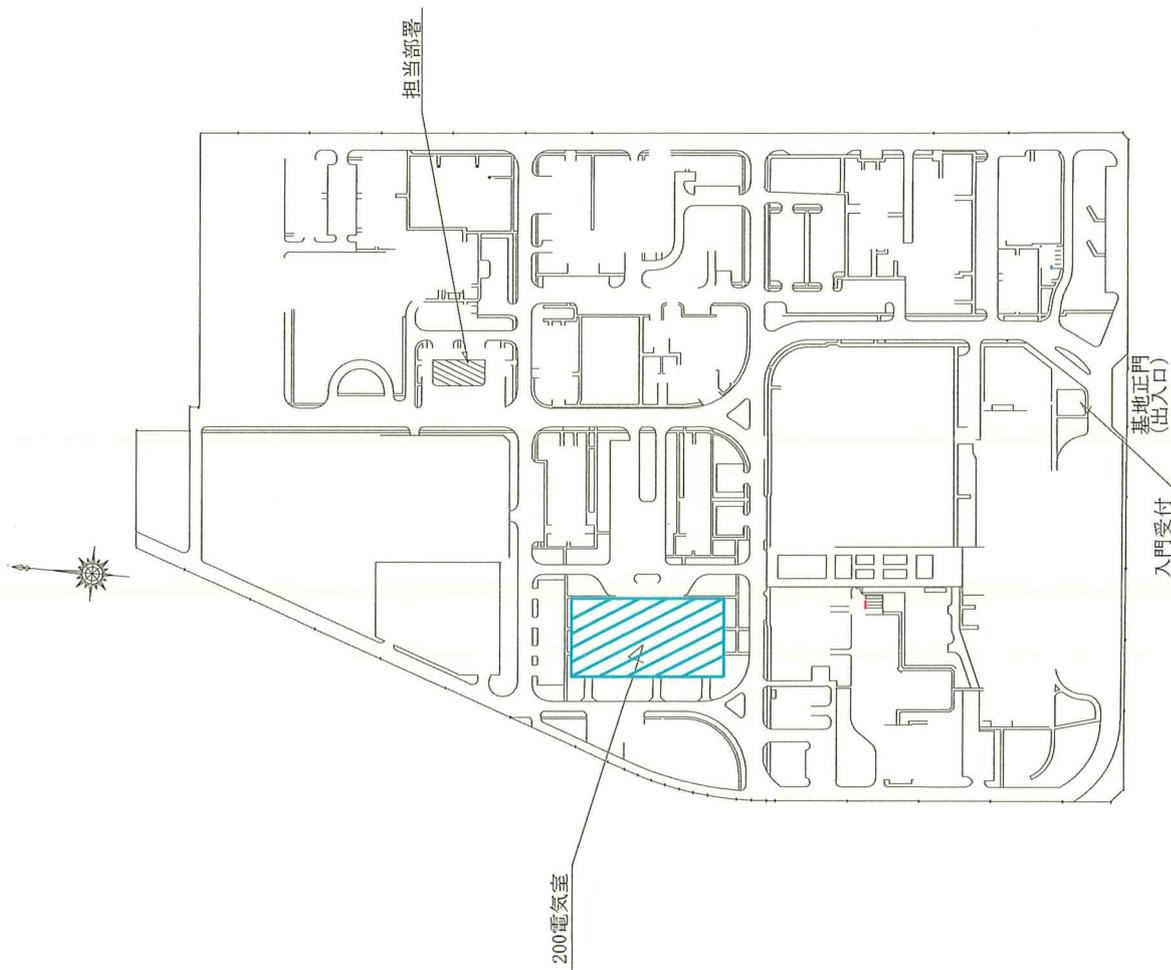
点検区分 A 履行場所



件名	電気設備保守点検
図面名称	点検区分 A
図葉番号	1 / 2
縮尺	
航空自衛隊府中基地	

関係者以外不許複製

点検区分B 履行場所



件名 電気設備保守点検

図面名称 点検区分B

図葉番号 2/2 縮尺

航空自衛隊府中基地

図床者以外不許複製

点検区分、機器別数量

区分	項目	分類等	点検区分A										点検区分B			合計 数量
			248受電所	125受電所	180電気室	126屋外 キュービクル	161屋外 キュービクル	13~ 40-40柱	152電気室	400 音楽隊庁舎	200受電所	2000系々室				
1. 電気室、配電装置	高圧配電装置 (機器を除く)		13	2	2	1	3	2				3	1	2	3	32
	低圧配電装置 (回路数10以下)			1	1	1	2	2				4	2	8	1	20
	低圧配電装置 (回路数11以上)		1	1	2	1	1								1	6
2. 高圧変圧器	接地抵抗			1	1	1	2	1				2	1	1		11
	モールド変圧器	500kVA以下	1	1	3						3			9	1	18
	油入変圧器	500kVA以下 500kVA超		1	1	2	2	2	17				2			24
3. 交流遮断器	真空遮断器		12	1	2	1	6				2	1	12	4	41	
	手動遮断器 動力遮断器		1	1	1	1					2	1	4		11	
5. 計器用変圧器・変流器			17	3	10	2	7	4			6	4	13	4	70	
			1		1						1	1	2		6	
7. 高圧負荷開閉器	閉鎖形中間開閉器 (PAS)								10							10
	地中負荷開閉器 (UGS)		1												1	
	開放形中間開閉器 (LBS)		1		3	2		2			5	2			15	
8. 高圧カットアウト	真空開閉器			1				2			1				4	
									40		2				42	
9. 高圧電磁接触器	高圧真空電磁接触器		3	2											5	
	高圧進相コンデンサ		4								2				6	
10. カチ改普装置			3								2				5	
	モールド直列リアクトル															
11. 保護継電器	保護継電器		25	2	2	1	10				5	1	29	6	81	

仮設発電機設置場所一覧

種別	容量	項目	点検区分A										点検区分B			合計 数量
			248受電所	125受電所	180電気室	126屋外 キュービクル	161屋外 キュービクル	13~ 40-40柱	152電気室	400 音楽隊庁舎	200受電所	2000系々室				
発電機 (単相3線/三相3線 100/200V 50Hz)	37/45kVA				1	1										2
発電機 (単相3線 100V 50Hz)	20/25kVA		1													1
発電機	300kVA										1					1